

損害賠償及び和解に関する件

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市中央区在住者

2 事故の概要

(1) 平成28年4月28日、札幌市中央区南26条西8丁目2番路上において、環境局の美化パトロール業務用の自動車が、駐車中の自動車を避け道路の右側を走行していたところ、右方から走行してきた相手方が運転する自転車と衝突した。

(2) これにより、相手方の所有する自転車等が破損するとともに、相手方は、右脛骨骨折、左耳擦過創及び左足関節擦過創の傷害を負い、17日間入院し、及び約3か月間通院した。

3 損害賠償の額

(1) 物損分

20,147円

(2) 人損分

1,114,794円

(3) 合計額

1,134,941円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。